



監査告示第18号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年9月29日から同年12月26日まで実施した工事監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月26日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

令和4年度工事監査結果報告

1. 監査の対象

- (1) 監査対象課 予算主管課 安心院支所地域振興課
工事主管課 建築住宅課
- (2) 監査対象工事 令和3年度宇佐市安心院地域複合支所外構工事

2. 監査の期間

令和4年9月29日～令和4年12月26日
(実地調査 令和4年11月2日)

3. 監査の着眼点

本工事について、①事業の必要性、②設計の合理性、③積算の根拠性、④特記仕様書等の運用性、⑤工事契約の合規性、⑥工事監理の適切性、⑦工事の安全性確保などに着眼し、実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

実施にあたっては、監査委員出席のもと対象工事の関係職員から説明を聴取し、書類の審査を行うとともに、実地調査を行った。

なお、工事の専門的知識を補完するため、特定非営利活動法人西日本建設技術ネットに技術調査を委託し、技術士の派遣を求め、その意見を参考とした。

5. 監査の結果

監査の結果、当該工事については関係書類の整備及び施工管理等が良好な監督のもと適正に執行されているものと認められた。

特定非営利活動法人西日本建設技術ネットからの工事技術調査報告書によると、現場とのコミュニケーションが図られ、「工事打合せ簿」などの書類についても、市役所内部の研修を通じて周知されているとてもよい事例との報告もあり、改善措置を講ずる必要がある指摘事項等はなかった。

なお、本監査に係る委託先の技術士による所見は、別紙報告書のとおりである。

宇佐市 令和4年度工事技術調査報告書

令和4年12月7日

特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット
技術士（建設部門） 吉川 正
一級建築士 小宮初廣

調査実施日 令和4年11月2日（水）
調査場所 宇佐市役所 安心院支所 多目的室及び当該工事場所
監査執行者 代表監査委員 佐藤 博美
監査委員 多田羅 純一
調査立会者 監査事務局長 松田 智弘
〃 次長（総括） 田所 俊明
〃 監査係 竹本 友紀

調査対象工事

令和3年度宇佐市安心院地域複合支所外構工事

I. 調査の概要

令和4年度宇佐市工事監査において、安心院支所地域振興課(予算担当課)と、建築住宅課(工事担当)により実施された当該工事について、令和4年11月2日に、技術士と一級建築士が技術調査した結果を報告するとともに、調査によって得られた改善のための技術的事項を助言する。

I. 調査の概要、II. 結果の総括、III. 調査の結果、に分けて記述する。

技術調査の対象工事に関する事業計画、設計、積算、工事発注・契約、施工、監督、検査等に係る事項について、技術的観点から調査した。午後には現地調査を実施した。

技術調査の着目点は、①事業の必然性、②設計の合理性、③積算の根拠性、④特記仕様書等の運用性、⑤工事契約の合規性、⑥工事監理の適切性、⑦工事の安全性確保である。

調査に際しては、担当部署の担当者から説明を受けた。

今回調査へのご協力に感謝申し上げるとともに、本報告書が今後の改善に役立てば幸いである。

I. 調査の概要

1. 工事内容説明者

安心院支所地域振興課

安心院支所長兼地域振興課長 出口 昭子

〃 地域振興係 主幹(総括) 江口 貴之

建築住宅課

施設整備係 主幹(総括) 児島 公洋

〃 中西 佳一



2. 工事概要

(1) 事業概要

北・西側が国道であり、その交差部はラウンドアバウト交差点に接する特徴的な敷地に建てられた安心院地域複合支所「以下、建物」である。こうした条件を活かし、建物や外構そのものが交流の基礎となるような、ランドマークとしての整備を基本方針として設計と工事を行った。

自家用車やバス等様々な交通手段でのアクセスを国道に面した北側駐車場に集約し、建物のメイン玄関から北・西に延びる歩廊を配置することで、車いす駐車場、バス停、車寄せ、タクシープールから雨に濡れずにアクセスできる利用しやすい設計、工事を行った。また、建物を中心に北、東(管理スペース)、南(文化会館)に分散した各駐車場を結ぶための敷地内通路を整備し、歩行者と車両の動線を明確に分離し、安全で分かりやすい設計とした。

歩行者通路は脱色アスファルト、カラー舗装を採用し明るく表情豊かに、歩廊は建物と色調を合わせることで、建物、外構、景観が調和する設計とした。(①事業の必然性)

(2) 工事の概要

安心院地域複合支所の外構工事は、下記のように計画されている。

駐車場の特徴として、車止めの設置を出来るだけ少なくすることで、イベント会場としても利用できるようにしている。また、大型バスも駐車可能となり、観光バスツアーの立ち寄りスポットになることも期待できる。

路線バスとコミュニティバスのバス停も設置し、バス停及び車いすマークの駐車場は歩廊に繋がっているので、雨天時でも雨に濡れないようになっている。

また、脱炭素社会の実現にむけて、EV急速充電器を設置した。

歩廊については片側に柱を設けた片持ち梁構造とし、材料費、工事費を抑えた設計とした。南側敷地の駐車場のアスファルト舗装については、既存路盤、舗装を活かしオーバーレイ工法を採用し、コスト縮減を図った。

(3) 工事場所 宇佐市安心院町下毛

(4) 工事数量

□外構工事

歩廊 鉄骨造 平屋建て 1棟 建築面積 89.15 m²

身障者用カーポート アルミ造 平屋建て 1棟 延べ面積 42.98 m²

駐輪場 アルミ造 平屋建て 1棟 延べ面積 8.40 m²

構内アスファルト舗装 12,200 m²

構内排水路工事 一式

構内電気設備工事 一式

構内給排水設備工事 一式

その他付帯工事(フェンス、バリケード) 一式

(5) 設 計

株式会社総企画設計 大分支店

選定方法：一般競争入札

設計業務委託：6,681,983円 (税込み)

(6) 工事監理

宮川設計工房

選定方法：指名競争入札

工事監理業務委託：1,155,000円 (税込み)

(7) 工事請負業者

下村建設株式会社

選定方法：一般競争入札・総合評価落札方式

(8) 請負金額

当 初 130,926,488円 (税込み)

変更後 135,462,800円 (〃)

(9) 契約年月日

令和3年7月9日

(10) 工期 当初 令和3年7月10日～令和4年2月14日
変更後 令和3年7月10日～令和4年2月28日

(11) 工事進捗率 100% (完了)

(12) 工事監督員 施設整備係 (正) 副主幹 中西 佳一
" (副) " 吉松 京亮

II. 結果の総括

技術調査の結果を総括する。

市民が公共工事に求める①品質 (Q) 、②コスト (C) 、③工期 (D) の“需要の三要素”で評価する。

品質：アスファルト舗装を中心とする外構工事である。来場者への配慮が行き届いており、設計品質が実現できている。

コスト：旧舗装の流用や必要最低限を見極めた施設となっており、コスト低減ができている。

工期：工期を14日間延長している。EV充電器を追加したことによる。
つまり、品質、コスト、工期ともに良好である。

III. 調査の結果

1. 工事発注までに関する事項

(1) 設計について

ア) 設計は、令和2年に株式会社総企画設計大分支店に委託している。

イ) 設計打合せが良好であり、要望に沿ったよい設計品質となっている。具体的には、全体的に歩道の舗装色及びアスファルト等と植栽のバランスがなされている。安心院町の特徴的要素が発信されている。ラインや白線、イエローラインを取り入れてバランスがよく、歩行者や障害者の安全にも心配りがなされている。

ウ) 設計変更の内容

歩廊 基礎部分の表層地盤改良工事 セメント固化材添加量の削減

北側敷地外構工事 密粒アスファルト舗装を一部、透水性アスファルト舗装に変更

北側敷地外構工事 玉砂利敷きの中止

北側敷地・南側敷地外構工事 白線・黄色線引きの追加

北側敷地外構工事 横断防止フェンスの追加

北側敷地外構工事 車止めの追加

北側敷地外構工事 スロープ手摺の中止

北側敷地外構工事 バリケードの追加

北側敷地外構工事 EV用急速充電器設置の追加

北側敷地外構工事 既存給水管の盛替えの中止 南側敷地外構工事 一部オーバーレイ舗装（消防格納庫廻り）の中止

エ) 設計報告書を精査し、適正に設計されていることを確認した。 (②設計の合理性)

（2）積算について

- ア) 積算は委託先である、株式会社総企画設計大分支店が実施している。
- イ) 物価版など刊行物に公表されている単価と、県の単価を参考にしている。
- ウ) 公表されていない特殊単価では、3社から見積を徴収し、見積比較表を作成して低減率70%を掛けて「決定単価」としている。担当課の説明では、低減率は製品区分によって変更しているとのことであった。正しい手続きである。（③積算の根拠性）

（3）特記仕様書について

特記仕様書は、設計図面に必要な事項について記載されている。（④特記仕様書等の運用性）

（4）入札・契約について

- ア) 工事の発注は一般競争入札（総合評価落札方式）であり、4社が応募して適正に選定されている。
- イ) 契約関係書類が、正しく整備されていることを確認した。（⑤工事契約の合規性）

2. 工事着工に関する事項

（1）施工計画書について

全体施工計画書、工種別施工要領書が作成されていることを確認した。

（2）工事管理

- ア) すべての必要な工事管理記録を確認した。
- イ) 品質管理に関しては、施工計画書の内容に即した内容となっている。
- ウ) 工程管理に関しては、見直しを含めてしっかりと把握している。

（3）下請管理について

- ア) 下請管理については、「施工体制台帳」、「施工体系図」が作成されていることを確認した。
- イ) 着工前に必要な書類 現場代理人及び主任技術者届・工事請負契約書・全体工程表・建設業監理技術者資格証写し及び工事着工届を確認した。
- ウ) 着工後に必要な書類 施工計画書・要領書・打ち合わせ議事録・工事記録写真・関係諸官庁への届け出・基本工程表・施工体制台帳写し・材料試験・工事日報及び廃棄物処理書類関係を確認した。

（4）工事監理について

- ア) 工事監理は、令和3年に宮川設計工房に委託している。
- イ) 監理報告書を確認した。施工途中の段階確認、工程会議議事録及び変更理由書の作成では、ポイントを押さえた適切な内容であることを確認した。
- ウ) 毎週の工程会議や立ち合いなどが、監理記録として分かりやすく整備されている。

（5）担当課による工事監督について

- ア) 建築住宅課では、「工事打合せ簿」を活用して、現場の変化や関係者の意見を課内に集

め、それを内部で検討し速やかに変更を指示している。よいコミュニケーションが図られた結果よい仕事ができるというサイクルが確立されている。

イ) 設計変更は「変更理由書」に整理され、変更の根拠として「工事打合せ簿」を引用しており、変更の内容が明確となっている。

ウ) 「工事成績評点」は、82点であり、配慮の行き届いた工事内容を適切に反映している。

エ) 担当課を含めて、市役所内の書類は決裁者が甲乙丙などと明確に識別されており、関係者の回覧印も揃っており、質の高い管理・監督が行われていた。（⑥工事監理の適切性）

（6）安全管理について

工事写真の確認によると、現場の安全管理は、支所施設利用者と工事関係が分離されており、安全対策上問題ない。かつ、必要箇所にはガードマンを配備している。安全が確保されていたことを確認した。（⑦工事の安全性確保）

（7）将来のための改善提案

今回の宇佐市安心院地域複合支所外構工事の技術調査では、監督員として建築住宅課が対応しており、昨年と同様不適合な事項は確認されなかった。それは「工事打合せ簿」を有効に運用して、請負者、工事監理者及び工事監督員の間でよいコミュニケーションが図られた結果と考える。ヒヤリングでは、宇佐市役所では「工事打合せ簿」などの書類について、市役所内部の研修を通じて周知しているとのことであった。すごくよい事例であり他の自治体にも紹介したい。

以上